

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

会社は株主から資本を預託され、事業活動を通じて利益を挙げ、中長期的に株主価値を持続的に増大することを期待されています。この株主の付託に応えることが経営の基本的使命です。この基本的使命を踏まえた上で、会社は社員、顧客を含む取引先、消費者、地域住民と地域社会等のステークホルダー(利害関係者)に対する夫々の責任を果たしていかなければなりません。また、会社は、社会の一員であり、社会規範に沿った事業活動を行うとともに、事業活動を通じて社会に貢献しなければなりません。

こうした基本の枠組みの中で優れた事業活動を行うことがコーポレート・ガバナンスを通じて会社経営者に求められるものであり、会社の繁栄に貢献し、社会的責任(Corporate Social Responsibility)を果たし、そしてアカウンタビリティ(説明責任と必要な情報開示)を実施するところにコーポレート・ガバナンスの重要性があります。

帝人(株)では、こうした考え方に基づき、経営の透明性、公正性及び社会的責任を重視した経営を行うと共に、情報の適時開示を行います。また、会社の競争力を高める為に迅速な決定と執行を行える組織と仕組みを追求します。また、帝人(株)は、そのグループ会社とその経営陣に対し、株主価値の持続的な増大に邁進するとともに優れた事業活動を行うよう求めています。

なお、帝人グループはコーポレートガバナンスに対する基本的な考え方及び基本方針である、帝人グループ「コーポレートガバナンス・ガイド」を策定し、当社インターネットホームページで公開しています。

<http://www.teijin.co.jp/ir/governance/guide/>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

補充原則4-11-3【取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社では昨年度、取締役会の更なる実効性確保及び機能向上を目的に、取締役、監査役への書面調査を中心とした、「取締役会の実効性に関する自己評価」を実施しました。書面調査の回答などから、当社取締役会は、現状の取締役会が十分に機能し、結果として取締役会全体の実効性が確保されていると評価しております。一方で、より高い実効性の確保に向けて、取締役会における議論や報告資料の内容等、いくつかの点において更に改善を図ることのできる点もある、との認識を共有しています。

本年度については、昨年度の評価実施時点から期間が短いこともあり、実効性評価を行っておりません。昨年度の実効性評価の結果も踏まえ、引き続き取締役会の運営改善を図るとともに、次年度以降の実効性評価のあり方(方法や頻度等)についても更なる検討を進めていくこととしています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】資料

原則1-4【いわゆる政策保有株式会社】

<政策保有に関する方針>

発行会社との取引維持・強化及び業務提携の推進等を図ることを目的として株式を保有しております。

主要な政策保有株式会社については、取締役会において保有意義を毎年検証し、保有意義が薄帯化したものは、流動化することを原則としています。

<政策保有株式に係る議決権行使の基準>

保有すると判断した株式に係る議決権の行使については、中長期的な企業価値ならびに株主価値の向上の観点から、議案ごとに確認を行い賛否を判断します。

原則1-7【関連当事者間の取引】

当社は、取締役の競業取引や取締役と会社間の利益相反取引について、取締役会での報告・承認を要することとしています。また、全役員について、期末に関連当事者取引に関する調査を実施し、取引の有無等を定期的に確認しています。

原則3-1【情報開示の充実】

(i) 帝人グループの活動の原点は、企業理念「Quality of Lifeの向上」「社会と共に成長します」「社員と共に成長します」にあります。これを実現するため、これまで培ってきた科学技術や顧客基盤をもとに、素材・ヘルスケア・ITの3つの領域で強みを活かし、また各領域を融合することにより、社会が必要とする課題解決ソリューションを提供していきます。また持続的な成長を実現するために、CSR課題への対応や経営基盤の整備に絶え間なく取り組むとともに、一方で、未来の社会課題を見据え、新たな顧客価値の追求やビジネスモデルの変革に挑戦していきます。帝人の企業理念・ブランドステートメントについては、当社ホームページにおいて開示しています。

<http://www.teijin.co.jp/about/philosophy/>

これに基づく中長期の経営戦略・計画については、アナリスト・投資家向け説明会の開催に加え、統合報告書等の資料配布を通じて積極的な情報発信に努めています。また、株主総会におきましても「開かれた株主総会」を常に志向し、企業理念や事業運営方針の周知に努めています。

(ii) 帝人グループではコーポレートガバナンスに対する基本的な考え方及び基本方針である、「帝人グループコーポレートガバナンス・ガイド」を策定し、当社インターネットホームページで公開しています。

<http://www.teijin.co.jp/ir/governance/guide/>

(iii) 社内取締役については業績連動型報酬制度を導入しています。連結営業利益ROA(総資本営業利益率)を基準として、これに連結当期純利益ROE(自己資本当期純利益率)及び営業利益の改善度及び予算達成度並びに取締役個人の業務評価に基づき報酬が決定されます。また、報酬制度についてはアドバイザリー・ボードにて審議し、助言を得たうえで、取締役会にて決定しており、またCEOの評価、具体的報酬金額についてもアドバイザリー・ボードでの審議を経て、取締役会にて決定しています。またアドバイザリー・ボードに加え、報酬諮問委員会を運営しており、会長・CEO以外の取締役、経営陣幹部の評価・報酬額に関し、取締役会に提案・提言する機能を有しています。

(iv) 取締役の任期は1年としており、毎年、取締役会を経て株主総会議案として内定し、株主総会にて選任しています。執行役員・理事についても任期は1年としており、毎年、取締役会にて審議のうえ選任しています。また、監査役の選任については、監査役会の同意のもと、取締役会を経て株主総会議案として内定し、株主総会にて選任しています。

(v) 株主総会招集通知の株主総会参考書類にて、それぞれの取締役及び監査役候補者につき、その者を候補者とした理由等を記載して開示しております。

補充原則4-1-1【取締役会の役割・責務】

取締役会における決定事項は、法令で要請された事項に加え、帝人グループ全体の経営方針や全体計画など、経営に及ぼす重要度を基準に、社内規程である「取締役会規則」にて規定しています。それ以外の事項の決定については、CEO以下に権限を委譲しています。

原則4-8【独立社外取締役の有効な活用】

取締役数は10名以内とし、原則として4名以上は社外取締役とすることを方針として、取締役会の構成を行っております。

原則4-9【独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

「独立取締役規則」においてその要件を定め、この要件を満たす独立社外取締役を選任しています。

尚、詳細につきましては、本報告書の「II 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【独立役員関係】」をご参照ください。

補充原則4-11-1【取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

社内取締役は力量、見識において秀でた者を充てることとしており、社外取締役も含め知識・経験・能力のバランスを考慮しつつ、また取締役会全体としての多様性にも配慮した上で、取締役候補者の指名を行っています。

補充原則4-11-2【取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

株主総会招集通知の株主総会参考書類にて、それぞれの取締役及び監査役候補者につき、重要な兼職の状況を記載して開示しています。

補充原則4-14-2【取締役・監査役へのトレーニング】

取締役、監査役に対して、就任時のほかに必要に応じて社外研修派遣等も含め適宜トレーニングの機会を設定することとしています。

原則5-1【株主との建設的な対話に関する方針】

当社は帝人グループコーポレートガバナンス・ガイドの「アカウンタビリティ」において、投資家との対話の充実に向けた方針を定め、公表しています。

<http://www.teijin.co.jp/ir/governance/guide/>

また別途情報開示方針を定めて当社インターネットホームページ上で公開しています。

<http://www.teijin.co.jp/ir/disclosure>

ディスクロージャーポリシー並びに対話に向けた体制整備の状況については、本報告書「III 2. IRに関する活動状況」もご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	72,532,000	7.37
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	72,125,000	7.33
日本生命保険(相)	35,227,509	3.58
帝人従業員持株会	23,429,813	2.38
(株)三菱東京UFJ銀行	20,694,935	2.10
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口9)	16,516,000	1.67
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	12,173,859	1.23
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	12,148,903	1.23
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	11,720,991	1.19
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	11,253,526	1.14

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	なし

補足説明 更新

割合は、自己株式(1,530,571株)を控除して計算しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、インフォコム株式会社(ジャスダック証券取引所以下インフォコム)の議決権の58.08%を所有し子会社としています。インフォコムはIT事業の主要会社であると共に、帝人グループに対して、情報通信システムの開発及びその運用サービス等を提供しています。

インフォコムは帝人グループの一員として、コーポレートブランド、ESH(環境・安全・健康)や企業理念をはじめとするコンプライアンス・リスクマネジメント等の理念・規範を共有しています。

一方、インフォコムは自主・独立した意思決定プロセスと経営組織を持つ上場企業として企業活動を展開しており、各々独立性を確保した企業経営を行っています。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
飯村 豊	その他													
関 誠夫	他の会社の出身者													
妹尾 堅一郎	他の会社の出身者													
大坪 文雄	他の会社の出身者								△					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
飯村 豊	○	外務省参与(東アジア協力担当大使)	外交官としての豊富な知識経験があり、事業経営に関してもグローバルな視点から、当社の事業運営に助言頂けると考えています。また、当社が定める独立社外取締役の要件及び証券取引所の定める独立役員要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しています。
関 誠夫	○	元 千代田化工建設株式会社 社長・会長	上場会社社長・会長の経験があり、その豊富な事業経験、高い識見を持って、当社の事業運営に助言頂けると考えています。また、当社が定める独立社外取締役の要件及び証券取引所の定める独立役員要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しています。
妹尾 堅一郎	○	特定非営利活動法人 産学連携推進機構 理事長	知的財産の分野を中心に多数の役員、委員等を務めており、高い見識を持って、当社の事業運営についての指導、提言を期待しているためです。また、当社が定める独立社外取締役の要件及び証券取引所の定める独立役員要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しています。
大坪 文雄	○	大坪氏は当社製品の販売先であるパナソニック株式会社の出身ですが、パナソニック株式会社と当社との取引について、当社の売上高に占める割合は1%未満と軽微であり(2016年3月期実績)、独立性に影響を及ぼすおそれがないと判断されるところから、取引の概要の記載を省略しております。	上場会社社長・会長の経験があり、その豊富な事業経験、高い識見を持って、当社の事業運営に助言頂けると考えています。また、当社が定める独立社外取締役の要件及び証券取引所の定める独立役員要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する	あり
-------------------	----

任意の委員会の有無 [更新](#)

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 [更新](#)

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	アドバイザー・ボード(Nomination Committee)	8	—	2	4	2	—	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	アドバイザー・ボード(Remuneration Committee)	8	—	2	4	2	—	社外取締役

補足説明 [更新](#)

・当社は、経営全般へのアドバイスと経営トップの評価を行うことを目的に、国内外の有識者で構成する「アドバイザー・ボード(経営諮問委員会)」を設置し、取締役会の諮問機関と位置付け運営しています。アドバイザー・ボードには、5～7名の社外アドバイザー(そのうち外国人2～3名)と取締役会長(取締役会長が空席の場合は、相談役)、CEOがメンバーとして参加し、アドバイザー・ボードの議長は取締役会長が務めます。また、アドバイザー・ボードは、指名・報酬委員会機能を有し、CEOの交代及び後継者の推薦、取締役会長の選任に関する審議、帝人グループの役員報酬制度・水準の審議、CEOの業績評価等を行っています。

・上記アドバイザー・ボードに加え、役員人事に関して一層の透明性の向上を図るため、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を運営しています。社外取締役2名、取締役会長、CEOがメンバーとして参加し、委員長は社外取締役が務めます。両委員会は、取締役会の諮問機関として、会長、CEO以外の取締役、経営陣幹部の指名、評価、報酬額、及び監査役の指名に関し、取締役会に提案、提言する機能を有しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社監査役会は、会計監査人から会計監査計画、内部統制監査計画及び四半期レビュー計画の概要説明を受けるとともに、会計監査報告、内部統制監査報告、四半期レビュー報告及びグループ会社往査報告を通じ、会計上及び内部統制上の課題等について説明を受け、必要な対応を行う一方、監査役からは、監査方針、監査計画等を会計監査人に説明を行い意見交換を実施しています。また、グループ会社の監査に従事した会計監査人より各社の監査指摘事項について説明を受け、グループとして情報の共有化を図っています。更に、グループ監査役会において、会計監査人より、日本の会計基準、国際会計基準について短期及び中期的視点での改正動向及び帝人グループへの影響と対応すべき課題等について説明を受けています。なお、内部監査組織である「経営監査部」も監査役と同様、会計監査人との連携を図っています。

監査役会と経営監査部とは、年度内部監査計画の立案時点で監査範囲、対象会社・部門等について意見交換を行っています。一方、内部監査実施状況については、グループ監査役会(年6回開催)、非定例会合及び月報等において、機動的に経営監査部より監査役に報告を行い、内部監査情報の恒常的かつ網羅的把握と必要なアクションを共有化しています。また、監査役監査情報も経営監査部と共有化を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
林 紀子	弁護士														
田中 伸男	その他														
池上 玄	公認会計士														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
林 紀子	○	はやし法律事務所 代表 弁護士	弁護士として、政策委員等を歴任してきた豊富な知見と経験から当社のコンプライアンス維持・向上への貢献を期待できると考えています。また、当社が定める独立社外監査役の要件及び証券取引所の定める独立役員要件の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しています。
田中 伸男	○	公益財団法人 笹川平和財団 理事長	経済産業省等の省庁及び経済協力開発機構等の国際機関での豊富な経験及び知見から、当社のコーポレートガバナンスの維持・向上への貢献を期待しているためです。また、当社が定める独立社外監査役の要件及び証券取引所の定める独立役員要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しています。
池上 玄	○	公認会計士 カリフォルニア州公認会計士	公認会計士としての豊富な知見や経験から当社のコンプライアンスの維持・向上への貢献を期待できると考えています。また、当社が定める独立社外監査役の要件及び証券取引所の定める独立役員要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の数	7名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社と社外取締役及び社外監査役との間に、特別な利害関係はありません。社外取締役及び社外監査役の他の会社等との兼務の状況は「会社との関係(1)」に記載のとおりですが、当社と兼職先であるそれぞれの会社等との間には特別な利害関係はありません。社外取締役は、社内取締役に対する監督機能、更には見識に基づく経営助言機能を通じ、取締役会の透明性とアカウンタビリティ(説明責任)の向上に貢献する役割を担っています。また、当社監査役5名の内、独立性を確保した社外監査役を過半数の3名とすることにより、透明性を確保し、トータル・リスクマネジメントの監査を含む経営に対する監視・監査機能を果たしています。

当社では、平成15年4月1日より、取締役会の経営監視機能をより一層明確かつ透明性の確保されたものとするため、社外取締役の要件を取締役会で「独立取締役規則」として定めており、これに基づいて社外取締役を選任しています。また、同様に、社外監査役も社内取締役と経営陣の職務執行に関する監督機能をより一層明確かつ透明なものとするために、社外監査役の要件を取締役会の同意を得て取締役会で「独立監査役規則」として定め、これに基づいて社外監査役を選任しています。当該基準は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.teijin.co.jp/r/governance/requirements/>)に掲載しており、またその概略を株主総会招集通知にも記載しています。これらの要件は、米国の証券取引所で規則化されている独立性要件と同等の要件を自主的に設定して、独立性を厳しく担保しています。なお、当社社外取締役及び社外監査役は、東京証券取引所の定める独立性の要件も満たしています。

社外監査役は、監査役監査、会計監査及び経営監査部の監査報告等を監査役会及びグループ監査役会を通じて報告を受け、これについて適宜意見交換を行い、また社外取締役はこれらの監査報告等を受けることで相互連携を図っています。社外取締役及び社外監査役による監督または監査と内部統制部門との関係としては、内部統制部門から業務運営リスクや経営戦略リスク等について社外取締役または社外監査役に主に取締役会を通じて適宜報告し、社外取締役または社外監査役から必要な指導や助言を受けています。また必要に応じて、社外取締役または社外監査役は各内部統制部門を統括する機能責任者と意見交換を行い、内部統制システム等に関する有効な改善提案を行っています。社外取締役と当社間で、責任限定契約を締結しており、会社法第423条第1項の責任について、その者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金2千万円と会社法第425条第1項各号の額の合計額とのいずれか高い額を限度としています。同様に、社外監査役と当社間で、責任限定契約を締結しており、会社法第423条第1項の責任について、その者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金2千万円と会社法第425条第1項各号の額の合計額とのいずれか高い額を限度としています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度
連結営業利益ROA(総資本営業利益率)を基準とし、これに連結当期純利益ROE(自己資本当期純利益率)・営業利益の改善度及び対予算達成度と取締役個人の業務執行状況の評価に基づき報酬が決定されます。なお、業績連動型報酬制度は、社内取締役のみに適用されます。

ストックオプション制度
株式報酬型ストックオプションを導入しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

社内取締役、帝人グループ執行役員・理事に対し、グループ役員としてグループ全体の株主価値向上を意識した事業活動に繋がるインセンティブとして1999年からストックオプション制度を導入しました。この制度は2006年度に廃止し、あらためて株式報酬型ストックオプション制度を導入しました。

【取締役報酬関係】

	一部のものだけ個別開示
--	-------------

(個別の取締役報酬)の開示状況 更新

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬・監査報酬の内容

平成27年4月1日から平成28年3月31日迄に、当社取締役及び監査役に支払った報酬、監査報酬の内容は次の通りです。

【取締役報酬等】

・「定款又は株主総会決議に基づく報酬」として社内取締役8名に対し373百万円、社外取締役4名に対し56百万円、合計12名に対し429百万円を支払いました。

注1: 社内取締役とは、社外取締役以外の取締役です。

注2: 使用人兼務取締役はありません。

注3: 取締役の支給人数には、当期に退任した取締役2名を含んでおります。

注4: 取締役に対する報酬限度額は、年額700百万円(年俸部分630百万円、株式報酬型ストックオプションの公正価値部分70百万円)です。(平成18年6月23日開催第140回定時株主総会決議)

注5: 上記報酬等の額には、平成27年6月24日に開催された第149回定時株主総会で選任された社内取締役6名に支給予定の業績連動報酬見込み額125百万円を含んでいます。社外取締役に対する業績連動報酬はありません。また、上記報酬等の額には、社内取締役に対して付与した株式報酬型ストックオプションのうち、当事業年度の職務執行分に対応する部分の金額27百万円を含んでいます。社外取締役に対するストックオプションの付与はありません。

注6: 連結報酬等の総額が1億円以上である者については、有価証券報告書において個別に開示しております。

【監査役報酬等】

・「定款又は株主総会決議に基づく報酬」として社内監査役3名に対し59百万円、社外監査役4名に対し31百万円、合計7名に対し90百万円を支払いました。

注1: 社内監査役とは、社外監査役以外の監査役です。

注2: 監査役への支給人数には、当期に退任した監査役2名を含んでおります。

注3: 監査役に対する報酬限度額は、月額12百万円です。(平成11年6月25日開催第133回定時株主総会決議)

なお、上記については事業報告および有価証券報告書に記載しています。事業報告は定時株主総会招集ご通知の一部として、当社ホームページに掲載しています。

http://www.teijin.co.jp/ir/stocks/general_meeting/

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

社内取締役については業績連動型報酬制度を導入しています。連結営業利益ROA(総資本営業利益率)を基準とし、これに連結当期純利益ROE(自己資本当期純利益率)及び営業利益の改善度及び対予算達成度並びに取締役個人の業務評価に基づき報酬が決定されます。社外取締役の報酬は固定額としています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役に対しては取締役会資料について事前にブリーフィングを行いその活動を補佐しています。

また、社外監査役については、グループ監査役室及び経営監査部が活動を補佐しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1) 意思決定機関

帝人グループでは、法律の定めにより取締役会が権限を留保する事項については、原則、月1回開催される「取締役会」において、また、取締役会から権限委譲された当社及び帝人グループの業務執行に関する重要事項(各事業グループ及び機能運営に係わる個別中・短期計画、個別重要事項)については、社長執行役員(CEO(最高経営責任者)、以下「CEO」)が、原則として週1回開催される「グループ経営戦略会議」及び月1回開催される「グループマネジメント会議」での審議を経て意思決定します。

「グループ経営戦略会議」は、CEO、機能責任者、及びCEOが指名した者、また「グループマネジメント会議」は、CEO、機能責任者、事業グループ長及びCEOが指名した者がメンバーとなり、CEOがこれを招集しその議長となります。なお、メンバー以外に常勤監査役が両会議に出席します。

2) 取締役会と執行役員制度

取締役の数は、意思決定の迅速化と業務執行責任の明確化を目的に、定款で10名以内と定め、大幅な権限委譲のもとで執行役員制度を導入しています。現在は取締役のうち4名を、独立性を確保した社外取締役としています。また、取締役の任期は定款で1年と定めています。なお、監視・監督と業務執行の分離のため、取締役会の議長は取締役会長(取締役会長が空席の場合は、取締役である相談役または社外取締役)が務めることとしています。

3) 取締役候補者の選定

取締役候補者については、当社のトップマネジメントを担当するにふさわしい、人格・見識ともに優れた人物を、本人の能力、過去の業績等を勘案した上で取締役会で決定し株主総会に推薦しています。

4) 「アドバイザリー・ボード」(経営諮問委員会)

経営全般へのアドバイスと経営トップの評価を行うことを目的に、国内外の有識者で構成する「アドバイザリー・ボード」を設置し、取締役会の諮問機関と位置付け運営しています。アドバイザリー・ボードには、5～7名の社外アドバイザー(そのうち外国人2～3名)と取締役会長(取締役会長が空席の場合は、相談役)、CEOがメンバーとして参加し、アドバイザリー・ボードの議長は取締役会長が務めます。

また、アドバイザリー・ボードは、指名・報酬委員会機能を有し、CEOの交代及び後継者の推薦、取締役会長の選任に関する審議、帝人グループの役員報酬制度・水準の審議、CEOの業績評価等を行っています。

5) 指名諮問委員会及び報酬諮問委員会

上記アドバイザリー・ボードに加え、役員人事に関して一層の透明性の向上を図るため、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を運営しています。社外取締役2名、取締役会長、CEOがメンバーとして参加し、委員長は社外取締役が務めます。両委員会は、取締役会の諮問機関として、会長、CEO以外の取締役、経営陣幹部の指名、評価、報酬額、及び監査役の指名に関し、取締役会に提案、提言する機能を有しています。

6) 監査役の機能強化に係る取組み状況(監査役監査)

監査役監査体制については、当社の監査役会は5名で構成し、独立性を確保した社外監査役を過半数の3名とし、うち1名は女性であります。また監査役池上氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

更にグループ企業の監査役等で構成するグループ監査役会で、グループ連結経営に対応したグループ全体の監視・監査の実効性を高め、より公正な監査が実施できる体制になっています。

7) 内部監査の状況

内部監査体制については、当社にCEO直属の内部監査組織として「経営監査部」を設置し、グループ・グローバル横断的に「内部統制の有効性・効率性評価等」の監査を実施しています。なお、上場子会社等一部では、個別に内部監査組織を設置しています。平成28年3月31日現在、帝人グループの内部監査人は20名(上場子会社等の該当者を除く)となっています。

8) 会計監査の状況

業務を執行した公認会計士の状況は以下の通りです。(()内は所属する監査法人、継続監査年数)

平野 崋(有限責任あずさ監査法人、3年)、平井 清(有限責任あずさ監査法人、2年)、切替 文晴(有限責任あずさ監査法人、1年)

業務を執行した補助者の状況は以下の通りです。

公認会計士17名、その他38名、計55名

9) トータル・リスクマネジメント(リスクの統合管理)

平成15年4月から、企業が直面する不確実性に対する予防手段として経営戦略リスクと業務運営リスクを対象とする「TRMコミティー」を取締役会の下に設置し、リスクに対する統合管理を行っています。取締役会は、TRMコミティーから提案されるTRM基本方針、TRM年次計画等の審議・決定を行います。また、経営戦略リスクのアセスメントについては、CEOが担当し、取締役会等における重要な判断材料として提供します。監査役は、取締役会がTRMに関する適切な方針決定、監視・監督を行っているか否かについて監査します。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

帝人グループでは、コーポレート・ガバナンスの仕組みは、その時点で会社の目的達成に最適と思われる仕組みを採用することとしています。従って、社会環境・法的環境の変化に伴い適宜見直すこととしています。

現時点の会社法のもとで、取締役会に要求されている重要な業務決定と、経営の監視・監督機能の両機能を適切に機能させるためには、片や社内取締役(業務執行取締役に限る)が主導する業務執行と、片や社外取締役が力点を置く経営の監視・監督機能及び監査役・監査役会による当該機能の両輪を核としたガバナンス体制が適切であると判断しており、当社は、当面「監査役会設置会社」を継続することとしています。これは、「指名委員会等設置会社」が目指す経営に対する監視・監督機能の強化と同様のコーポレート・ガバナンスを、当社においては、「アドバイザリーボード」、「独立社外取締役を含む取締役会と執行役員制」、「独立社外監査役を含む監査役体制」等を通じて実質的に果たしていることによりま

す。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会開催日の3週間前を発送の目途としています。平成28年3月期の場合、総会開催日は平成28年6月22日ですが、招集通知は5月31日に発送しました。また、これに先駆け、5月25日には当社インターネットホームページ、東証ウェブサイト他に招集通知を掲載しています。(和文 http://www.teijin.co.jp/ir/stocks/general_meeting/)
集中日を回避した株主総会の設定	平成28年3月期の総会は6月22日に開催しました。平成29年3月期総会は平成29年6月22日に開催する予定です。
電磁的方法による議決権の行使	平成15年3月期の定時株主総会より電磁的方法による議決権行使を採用しています。また、平成17年3月期の定時株主総会からは、パソコンに加え携帯電話からも株主名簿管理人の議決権行使サイトを利用して議決権の行使が可能になりました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)におかれましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。
招集通知(要約)の英文での提供	英文による招集通知は、当社インターネットホームページに掲載しています。(http://www.teijin.com/ir/stocks/general_meeting/)
その他	<ol style="list-style-type: none"> 株主総会は、株主様との直接対話ができる重要な機会のひとつで、株主様に対し、「等身大の帝人」を発信し、株主様からは忌憚のないご意見・ご質問をいただく場所と考えています。 この観点から、「なるべく分かり易く」を心掛けており、総会における事業報告に際しビデオ映像を利用する等視覚的工夫も行っています。 また株主総会に出席された株主の皆様は、帝人グループの事業内容を身近にご理解いただけるように、パネルおよびサンプルの展示を行っています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	<ol style="list-style-type: none"> 帝人グループは、開示に関する法令等の順守を徹底し、適時・公平・正確・明瞭・継続を基本に開示します。また、開示不可の事項は、説明にあたって不可の理由を明確に表明します。 法令等に規定されていない内容であっても、ステークホルダーに有益と思われる情報は、個別事業の競争戦略に関わる重要情報や、高度の営業秘密に関する情報を除いて、適時・公平・正確・明瞭・継続を基本に開示します。 また、各ステークホルダーとの直接・間接的双方方向コミュニケーションを向上させます。各ステークホルダーから帝人グループへの情報を適宜・適切に受け入れ、マネージメントへのフィードバックを行うとともに、それらを踏まえた情報発信に心掛けます。 個人投資家とのコミュニケーションの具体例として、例えば以下につき実施しています。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 随時、個人投資家向けに「テイジンニュースメール」を発行し(平成28年3月現在の購読者数: 約15,000人)、帝人グループの活動状況をお知らせしています。(詳細は、http://www.teijin.co.jp/ir/news_mail/ をご覧ください。) (2) 当社インターネットホームページにおいて、個人株主様を対象としたURLを設置し、IR情報を発信しています。(詳細は、http://www.teijin.co.jp/ir/ をご覧ください。) (3) 「手軽に帝人グループのことが理解できる」ことを目的に、個人投資家向けに、簡素な会社案内の冊子を定期的に作成し、投資家説明会等で配布しています。 	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	各証券取引所、証券会社等が開催する個人投資家向け企業説明会・展示会に、積極的に参加しています。平成27年4月から平成28年3月の期間には、当社主催の説明会を合計15回開催しました。また加えてインターネットによるオンライン会社説明会も実施しました。また、個人株主を対象とした経営説明会を毎年開催し、CEOが経営方針や事業概況を説明しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期の業績発表毎に説明会を開催しています。また、随時、中長期経営戦略および個別事業に関する説明会も開催しています。平成27年4月から平成28年3月の期間では、合計5回開催しました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	原則として年に3回～4回、CEO又はCFOが海外の投資家を訪問し、個別ミーティングを行っています。また、証券会社等が開催する海外期間投資家向けのカンファレンス等に積極的に参加しています。平成27年4月から平成28年3月の期間には合計5回のカンファレンスに参加しました。	あり
IR資料のホームページ掲載	四半期毎の業績発表および中期経営計画公表時には、発表と同時に和・英両文の資料を掲載しています。個人投資家説明会等の資料も掲載しています。(和文 http://www.teijin.co.jp/ir/library/) (英文 http://www.teijin.com/ir/library/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員: 取締役専務執行役員CFO 山本員裕 IR担当部署: 財務・IR部 IR事務連絡責任者: 財務・IR部長池田正宏	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>帝人グループ「コーポレート・ガバナンスガイド」において「会社は株主から資本を預託され、事業活動を通じて利益を挙げ、中長期的に株主価値を増大することを期待されている。この株主の付託に応えることが経営の基本的使命である。この基本的使命を踏まえ、会社は従業員そして債権者、顧客を含む取引先、消費者、地域住民と地域社会等のステークホルダー(利害関係者)に対する夫々の責任を果たしていかなければならない。」と定めています。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>グループのCSR活動の責任者としてCSR最高責任者を設置し、その下にスタッフ組織として「CSR・信頼性保証部」を設置しています。</p> <p>また、株主・投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーに帝人グループに関する情報をお伝えし、ご理解いただけるよう、従来「アニュアルレポート」として報告してきた経営戦略や経営実績などの財務情報と、「帝人グループCSR報告書」として報告してきた社会や環境に対する取り組みなどの非財務情報を統合し、昨年より「統合報告書」として編集・発行しています。 http://www.teijin.co.jp/ir/integrated_report/2015/index.html</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>帝人グループ「コーポレート・ガバナンスガイド」において「会社のアカウンタビリティ(説明責任とそのための情報開示)は、事業の繁栄を図り株主価値を高めることと不可分の活動である。会社はそのミッションとビジョンを明確に示し、またコーポレート・ガバナンスの仕組みについて、適宜説明を行うべきである。また、コンプライアンスやTRMについても、ポリシーの浸透を図る必要がある。帝人グループは常に株主や社会の要請に配慮し、更に高いアカウンタビリティを目指して行動する。」と定めています。</p>
その他	<p><ダイバーシティ方針について></p> <p>帝人グループではダイバーシティ推進に力を入れており、求人、雇用、昇進などのあらゆる局面で、国籍・年齢・性別・人種・障がいの有無などにとらわれず、多種多様な人財の価値観を尊重するとともに、その能力を最大限に発揮できるよう支援しています。</p> <p><女性の活躍の方針・取組に関して></p> <p>帝人グループでは、女性社員が能力を最大限に発揮できる職場を目指し、1999年12月から女性活躍の推進に取り組んでいます。</p> <p>新卒総合職採用に関しては、国内グループ主要5社で女性比率30%以上という目標を立てており、2015年度は30%、2016年度は33%という結果でした。また、女性管理職については、2015年度末に95人に達しました。5年後の2020年度末には180人を目指して、女性リーダー育成プログラムの継続や、女性社員の立場に立ったきめ細かい職場慣行の見直しなどに注力していきます。</p> <p><ワークライフバランスについて></p> <p>仕事と家庭の両立支援施策にも力をいれ、自宅で仕事を行う在宅勤務制度の導入に加え、結婚・出産・育児・介護・配偶者の転勤などを事由とする退職者を再雇用する制度「Hello-Again」に加え、2014年度には配偶者海外転勤同行休職を3年間認める制度を策定し、既に9名の社員が利用しています。小学校3年生までの児童を持つ社員向けの短時間勤務制度といった、社員が働きやすい職場環境の整備を推進しています。</p>

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制とは、1)事業経営の有効性・効率性を高め、2)企業の財務報告の信頼性を確保し、3)事業経営に関わる法令等の遵守を促し、4)資産の取得、使用、処分が正しく行われるよう資産を保全する、ことが目的であり企業活動に欠かせない仕組みであると認識しています。

当社は、平成28年3月31日開催の取締役会で「内部統制システム構築の基本方針」に関する決議を行いました。決議の内容については、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.teijin.co.jp/ir/governance/resolution/>)に掲載のとおりですが、その概要は以下のとおりです。

a. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、帝人グループ「コーポレート・ガバナンスガイド」においてコンプライアンス(法令等遵守)の基本原則を設けています。この基本原則を実践するため、当社は、帝人グループの企業理念、企業行動規範、企業行動基準及びグループ企業倫理規程等の実践的運用と徹底を行う体制を構築します。当社の代表取締役及び業務執行取締役・執行役員・理事(以下併せて「代表取締役等」)は、法令、定款及び社会規範・倫理の遵守を率先垂範するとともに、当社及び子会社の役員及び使用人に対してコンプライアンスを教育・啓発します。また、当社は、帝人グループの横断的なコンプライアンス体制の整備等のため、CSR最高責任者をコンプライアンスの責任者に任命します。当社及び子会社の役員・使用人は、帝人グループ各社における法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、グループ企業倫理規程等に従って所属会社または持株会社である当社に報告するものとします。CSR最高責任者は、報告された事実についての調査を指揮・監督し、CEOと協議のうえ必要と認められる場合、適切な対策を決定します。当社及び子会社の違反行為や疑義のある行為等を役員、使用人及び取引先が直接通報できる手段を確保するものとし、コンプライアンス・ホットラインを設置し運営します。この場合、通報者の匿名性の保障と通報者に不利益がないことを確保します。重要な通報については、その内容と会社の対処状況・結果を適切に当社及び子会社の役員及び使用人に開示し、周知徹底します。当社及び子会社の取締役は、監査役から職務の執行について監査を受け、監査役から助言・勧告があったときは、これを尊重します。CEO直轄の経営監査部を置き、帝人グループの業務執行状況の内部監査及び内部統制の整備状況の評価及び改善提案をさせます。帝人グループは、特定株主からの利益供与要求や暴力団の民事介入暴力等に見られる反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、その介入を一切許しません。CSR最高責任者を反社会的勢力対応の責任者に任命します。CSR最高責任者は、人事・総務本部長と協同で対応方針等を制定して当社及び子会社の役員及び使用人に周知徹底します。取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち複数名は、当社が定める独立性要件を満たす独立社外取締役とします。

b. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の取締役会は、企業活動の持続的発展の実現を脅かすあらゆるリスクに対処するため、TRM(トータル・リスクマネジメント)体制を実践的に運用します。TRMコミTEE(下記エ、リスク管理体制の整備の状況を参照)は、主として帝人グループの業務運営リスクと経営戦略リスクを対象とし、TRM基本方針、TRM年次計画等を当社の取締役会に提案します。CSR最高責任者は、帝人グループの業務運営リスクについて、横断的なリスクマネジメント体制の整備、問題点の把握及び危機発生時の対応を行います。CEOは、帝人グループの経営戦略リスクを評価し、当社の取締役会等における経営判断に際して重要な判断材料として提供します。災害、役員及び使用人の不適正な業務執行、基幹ITシステムの故障等により生じるリスクにおける事業の継続を確保するための帝人グループの体制を整備します。

c. 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、帝人グループとしての業務の効率性を確保するために必要な、グループとしての規範、規則をグループ規程として整備します。当社の取締役会は、代表取締役等に業務を執行させ、代表取締役等に委任された事項については、社内規程に定める機関又は手続により決定を行います。法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は、社内規程を随時見直しします。当社の取締役会は、帝人グループの基幹組織を構築し、効率的な運営と監視・監督の体制を整備します。当社は、グループ中期経営計画を策定し、この具体化のため、毎事業年度に短期計画、グループ全体の重点経営目標及び予算を策定し、進捗確認を行います。

d. 帝人グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社は、帝人グループとしての業務の適正を確保するために必要な、グループとしての規範、規則をグループ規程類として整備します。帝人グループ会社は、グループ規程に基づき、各社の規程を整備し、重要事項の決定に際しては適切なプロセスを経ます。当社は、帝人グループ会社の重要事項について、当社グループ会議等で審議を行うとともに帝人グループ会社に対し報告を義務付けています。代表取締役等は、帝人グループ各社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導します。当社の経営監査部は、帝人グループにおける内部監査を実施または統括し、帝人グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保します。当社の監査役は、帝人グループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう、会計監査人及び経営監査部との緊密な連携等の確かな体制を構築します。当社は、財務報告の信頼性確保のため、帝人グループにおける財務報告に係る全社的な内部統制及び個別業務プロセスの統制システムを整備し、また、適正かつ有効な運用及び評価を行います。

e. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等、その職務執行に係る文書その他の重要な情報を、社内規程に基づき適切に保存し管理します。取締役会議長である取締役会長(取締役会長が空席の場合は、CEO)は、これら文書及び情報の保存及び管理を監視・監督する責任者となります。取締役の職務執行に係る文書は、少なくとも10年間保管するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持します。

f. 監査役を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
監査役を補助すべき組織として、常勤監査役直轄のグループ監査役室を置きます。グループ監査役室員は、原則2名以上とします。なお、グループ監査役室員は、帝人グループ会社の監査役を兼務することはできませんが、帝人グループ会社の業務の執行に係る役職を兼務しないものとします。グループ監査役室員の独立性を確保するため、室員の人事権に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を要するものとし、室員の人事考課は、常勤監査役が行います。

g. 当社及び子会社の取締役等及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社の常勤監査役は、取締役会のほか当社の重要な会議体、及び主要な子会社の重要な会議体に出席します。代表取締役等は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する事業、機能及び子会社に関する業務の執行状況を報告します。当社及び子会社の役員・使用人は、会社の信用の大幅な低下、会社の業績への重大な悪影響、社内外へのESH(環境、安全、衛生)または製造物責任に関わる重大な被害、社内規程の重大な違反、その他これらに準ずるものについて、発見次第速やかに当社の監査役に対し報告します。当社及び子会社の役員及び使用人は、自ら必要と判断した場合、または当社の監査役の求めがあった場合、担当する事業、機能及び子会社に関する報告を行うとともに、当社の監査役の調査に協力します。

h. 監査役へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制
帝人グループは、企業行動基準等において違法行為等を報告・通報したことを理由に不利な取り扱いを行わないことを定めています。

i. 監査役を補助する費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手續に係る方針
監査役を補助する費用又は債務は当社が負担し、法令に基づく費用の前払い等の請求があった場合、確認後速やかに対応します。

j. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
監査役の過半数は、当社が定める独立性要件を満たす独立社外監査役とし、対外透明性を担保します。監査役は、当社及び子会社の監査役が独自の意見形成をするため、外部法律事務所と顧問契約を締結し、また、監査に当たり必要と認めるときは、自らの判断で、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a. 反社会勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は事業活動を行うに当たり、その国や地域の法令と社会的規範を遵守し、社会秩序や健全な事業活動を阻害する個人、団体とは関わりを持たないことを基本的な考え方としています。この考え方は帝人グループ「企業行動規範」の中に明記され、帝人グループ全社員に共有されています。

b. 反社会勢力排除に向けた社内体制の整備状況

(具体的な対応基準)

「企業行動規範」を日常の事業活動の中で具体化するために帝人グループ社員が守るべき行動基準として定めた「企業行動基準」の中で、特定株主からの要求や暴力団の民事介入暴力等の反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応し、その介入を許さないことを謳っています。具体的な対応策は「民事介入暴力対策マニュアル」として定め、帝人グループ社員に周知しています。

(対応部署)

CSR・信頼性保証部及び人材開発・総務部を全社的な対応統括部署として、またCSR最高責任者をこの責任者として定めています。

(情報収集・管理)

特殊暴力防止対策連合会、企業防衛対策協議会等の外部専門組織に加盟する等外部の専門機関との連携を図るとともに、講習への参加等を通じ適宜情報収集・管理に努めています。

(不当要求への対応)

反社会的勢力から不当要求がされた場合は、当該部署の責任者は、直ちに対応統括部署に連絡することを定めています。対応統括部署は組織的な対応を図ることとし、当該部署と共同して警察を含む社内外の関係先と連携をとって、あらゆる民事上・刑事上の法的対抗手段を講じます。

(グループ社員への周知徹底)

反社会的勢力に向けた基本的な考え方を帝人グループの全社員で共有化するため、「企業行動規範」や「企業行動基準」等をまとめた「企業倫理ハンドブック」を全社員に配布するとともに、毎年企業倫理月間に合わせて全社員が「企業倫理ハンドブック」の内容の学習を行っています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 **更新**

株式の大量買付けに対するルールは、金融商品取引法の改正により定められたものもありますが、それだけでは株主の共同の利益を確保するために、必ずしも十分ではありません。不適切な株式の大量買付けが行われた場合に、株主が適切な判断を下すために必要な情報や時間を確保したり、買付者と交渉を行うことにより、株主の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成18年6月より買収防衛策を導入しております。平成27年6月24日の定時株主総会で、下記の点を見直し、同定時株主総会で更新しました。(以下更新後の買収防衛策を「本プラン」といいます。)

(1) 見直しの概要

本プランに基づく新株予約権の無償割当ての実施を判断する要件を限定しました。

(2) 買収防衛策のポイント

- 1) 本プランの対象となる買付は、株式の保有割合が20%以上となる買付です。
- 2) 買付者には、事前に買付説明書の提出を求め、当社が、情報収集や検討を行う期間を確保した上で、株主に当社経営陣の計画や代替案を提示したり、買付者との交渉を行っていくための手続きを定めています。
- 3) しかし、この手続きを買付者が守らなかった場合などには、独立委員会の勧告に従い、取締役会は、その時点の全ての株主に対し、保有株式1株につき1個の割合で「取得条項付新株予約権」を無償で割当ててことを決議します。
- 4) ただし、独立委員会が、新株予約権の無償割当ての実施について、株主総会の承認を得るべき旨を勧告した場合、取締役会は、株主総会を招集し、無償割当ての実施に関する議案を付議します。
- 5) 新株予約権に付された取得条項により、当社は買付者等以外の株主から新株予約権を取得しこれと引換えに、新株予約権1個につき、当社1株を交付します。
- 6) 買付者以外の株主全員に平等に当社株式を交付しますので、株主の保有する株式の希釈化は生じません。
- 7) 新株予約権の無償割当ては以下のような所定の要件に該当し、新株予約権の無償割当てをすることが相当と認められる場合に行われます。
- (ア) 本プランに定める手続きを遵守しない場合
- (イ) 株式を買い占め、当社に対し高値で買取りを要求する場合や、当社の経営を一時的に支配して、資産処分による一時的な高配当をさせ株価を吊り上げ売り抜ける行為のような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす恐れがある場合、等です。(買収防衛策の詳細については当社ホームページ<http://www.teijin.co.jp/ir/governance/defense/>をご参照ください。)

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 **更新**

1. コーポレート・ガバナンス体制の充実に向けての改善策

- (1) 意思決定、監視・監督と監査の仕組
業務執行と取締役会による監視・監督という基本は変わりませんが、平成18年5月1日より施行された会社法の定着動向を含む社会の変化等を勘案し、より良いコーポレート・ガバナンス体制につき引き続き検討を行って行きます。
- (2) 「コンプライアンス」と「トータル・リスクマネジメント」
1) 帝人グループは、「コンプライアンス」と「トータル・リスクマネジメント」は、コーポレート・ガバナンス目的実現のための必須条件と考えています。
2) 「コンプライアンス」については、帝人グループは、今まで以上に、役員・従業員は、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動します。この実効を上げるため、具体的なコンプライアンス内容として帝人グループが定めている「企業行動規範」「企業行動基準」の内容の充実と順守の徹底を図って行きます。
- 3) 「トータル・リスクマネジメント」については、業務運営リスクと経営戦略リスクに対する備えを更に高めるべく、CSR最高責任者を中心として業務運営リスクへの対応を徹底するとともに、CEOを中心として戦略投資リスク管理も含めた経営戦略リスクへの備えを徹底して行きます。

2. 適時開示の概要

(1) 情報開示の基本方針

当社は、経営の透明性、公正性を重視した経営を行うとともに、情報の適時な開示を行うことを基本方針としております。また、企業のアカウ
ンタビリティ(説明責任とそのための情報開示)は、事業の繁栄を図り株主価値を高めることと不可分の活動で、都度あるごとに首尾一貫した説明
を行うべきだと考えており、具体的な情報の公開に当たっては、国内外に向けて、同時、同内容の開示を行うことを基本としております。
この基本方針のもと、適時開示規則、社内規程(グループ・インサイダー情報管理規程等)等に従い、情報の集約・管理・公表を行います。
尚、当社は「財務情報の適切かつ適時開示」については「法令遵守」「リスク管理」とともに、内部統制の重要な領域のひとつとして考えてお
り、投資家の皆様のご要請に沿うべく、内部統制制度の充実に経営の重要課題として認識し、法令の改訂の動向も視野に入れながら体制整備を
進めていく所存です。

(2) 会社情報の適時開示に係る社内体制

◆ 適時開示の担当部署

情報開示はCFO(Chief Financial Officer)の所管業務とし、財務・IR部の担当としています。

◆ 情報の集約・管理

グループ・インサイダー情報管理規程により、当社及び子会社において重要事実(決定事実、発生事実、決算情報他)が発生した場合は、
当該担当(決算情報については、経理部が集約・分析)は、経営戦略部に連絡を行い、経営戦略部は、情報の管理を行うと同時に、CEO
(Chief Executive Officer)に報告します。また、同時に、外部公表開示担当部署である財務・IR部に連絡します。重要事実のうち、法律に定
めのあるもの他重要なもので取締役会の決定が必要なものについては取締役会で決定します。

◆ 情報の重要性の判断、適時開示情報が否かの判断

当該案件担当部及び経営戦略部と財務・IR部とで適時開示規則等に準じて協議し、判断します。

◆ 情報の公表

発生事実については、公表の必要性についての判断を行った後、また決定事実・決算情報については機関決定後、遅滞なく適時開示を行
います。

◆ 内部統制の監視制度

各部署の内部統制活動については、監視・検証として、監査役会が会社法上の監査を行うとともに、グループ企業の監査役で構成するグル
ープ監査役会で、グループ連結経営に対応したグループ全体の監視・監査の実効性を高め、より公正な監査が実施できる体制を敷いておりま
す。また、経営監査部が業務活動の有効性・効率性、コンプライアンス等の適切性の観点からグループ全体の業務執行状況の監査を実施し、取
締役会、CEO及び各グループ会社社長への報告・改善提案を行っております。当社はこれらの内部統制制度により、外部に公表する情報の適
切性、適時性を担保しております。

* 次項 参考添付「帝人グループのコーポレート・ガバナンス体制」

